

各務原市まちづくり活動補償制度適用基準

(平成26年3月31日決裁)

1 要綱第2条第1号中の「団体等」とは、次の基準を設ける。

団体等とは、3名以上で構成され、市内在住者、在勤者、在学者が全体の60%以上を占める団体をいう。

2 要綱第2条第2号中の「まちづくり活動」は、次の活動を含む。

団体等が日本国内で自主的かつ無報酬（実費弁償を含む。）で行う災害時の救援活動（被災者支援活動、支援物資の提供、防災活動等。ただし、災害現場での救助活動を除く。）で、公益性のある計画的又は継続的な活動（特定の政党若しくは宗教に係る活動又は営利を目的とする活動を除く。）

3 要綱第14条第1項の「別紙に定める市が行う事業又は活動」は、市が主催する地域社会活動、社会福祉活動、環境保全活動、教育・文化・スポーツ活動、生涯学習活動、市が依頼するボランティア活動等とする。

また、当該活動等における要綱第2条第1項第5号に規定する参加者には、講座受講者も含むものとする。

4 要綱第14条第1項の規定を適用する場合における要綱第2条第1項第5号に規定する参加者には、次のものを含むものとする。

(1) 放課後子ども教室(放課後や週末等に小学校や公民館等地域の施設を活用して、地域住民の参画のもと交流活動等の取り組みを実施する活動)に参加する児童

(2) 総合防災訓練、地域防災訓練等に参加する小学生以下の者

(3) 天災による災害の救援等において事前に市へ登録を行い活動に参加した者

この場合、要綱第5条第1項の規定にかかわらず、活動中に発生した地震、津波、噴火等の二次災害によって傷害をこうむった場合（死亡を含む）にも適用する。ただし、特定死亡事故は対象外とする。

5 子ども110番の家に関する事項

- 一 子ども110番の家(子どもの緊急避難先として市が別に定める名簿に住所及び協力者の氏名及び名称を登録したものをいう。)として登録した対象となる者(以下「対象者」という。)が、「子ども110番の家」の業務を遂行中に、子ども等に危害を加えようとした者から、傷害を受けた場合は、別表に定める見舞金を支給するものとする。ただし、対象者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。
- 二 対象者は、前項に規定する傷害を受けた場合は、速やかに教育委員会学校教育課へ報告しなければならない。
- 三 教育委員会学校教育課は、前項の報告を受けたときは、警察等への聴き取り等必要な調査を行った上、「子ども110番の家」の業務であるかの認定を行うものとする。
- 四 事故報告及び補償金請求の受付等に係る事務については教育委員会学校教育課で処理するものとする。

附 則 (平成27年3月19日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日前におきた事故については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月10日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日前におきた事故については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月17日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日前におきた事故については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月5日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日前におきた事故については、なお従前の例による。

別表

支払条件	支払金額	
死亡	500万円	
後遺障害	障害の程度により15万円から500万円	
入院	入院期間30日以上るとき	10万円
	入院期間15日以上29日以内るとき	5万円
	入院期間8日以上14日以内るとき	3万円
	入院期間7日以内るとき	2万円
通院	通院期間が15日以上るとき	3万円
	通院期間が8日以上14日以内るとき	2万円
	通院期間が7日以内るとき	1万円